

3. 対象事業者（中小企業など）

No.	質問	回答	備考
1	複数店舗を経営している場合、店舗ごとに対象となりますか。	法人番号単位での申請が必要となりますので、 ・店舗ごとに法人番号を取得されている場合は、店舗ごとに申請をお願いいたします。 ・複数店舗をまとめて1つの法人番号で管理されている場合は、まとめて申請をお願いいたします。 岩手県外の事業所については対象外となりますのでご注意ください。 <法人番号を持たない個人事業主の場合> 個人事業主の場合には、まとめて申請いただくようお願いします。 ※1事業主最大20名までであるため、店舗ごとに申請した場合に20名以上の申請となることを防ぐため。	
2	県外に本店があり、岩手県内の支店・事業所の従業員の賃金を引き上げる場合は対象となるか。	岩手県内の支店・事業所に勤務する正規・非正規雇用労働者は対象となります。 ただし、岩手県内で営業実態がなく、法人県民税が免除されている場合は申請できません。	
3	市が株主となっていて、市が指定管理料を支払っているが対象となるか。	(法人形態上は対象となります。市が株主となっている場合でも、特に除外する規定はありません。) ※運営費補助を県等から受けている場合には対象外になる可能性があります。	
4	何日か臨時休業する月がある。 臨時休業中も、社員へ営業中の賃金の6割を支払っている。 営業している月と比較して、休業中の方がトータル1ヶ月の賃金は下がっているが、時給にすると上がっている。	単に所定労働日数が変動するのみでは、事業所としての賃上げとは認められません。	
5	別の支援金等の申請で「指定管理者」「みなし大企業」で対象外になるが、本支援金は対象になるのか。	本支援金においてそのように除外されることはありません。	
6	令和5年1/1に事業承継した個人事業の賃上げのケース 令和5年4/1に賃上げたのだが、令和4年4/1と令和5年4/1とでは給与支払者の名前が違っている。 給与支払者の名前が違っていてもよいか。	事業承継に伴い、賃上げ月と比較月で事業主（給与支払者）が異なる場合でも、対象労働者が継続して同事業所に就業しており、事業承継後に50円以上の賃上げを実施している場合は、対象従業員に係る支援金については支給対象となります。	必要な追加書類・事業承継したことが確認できる書類（開業届など）
7	本支援金は所得税の課税対象になるか。	所轄の税務署に確認してください。（県税であれば所轄の県税部）	